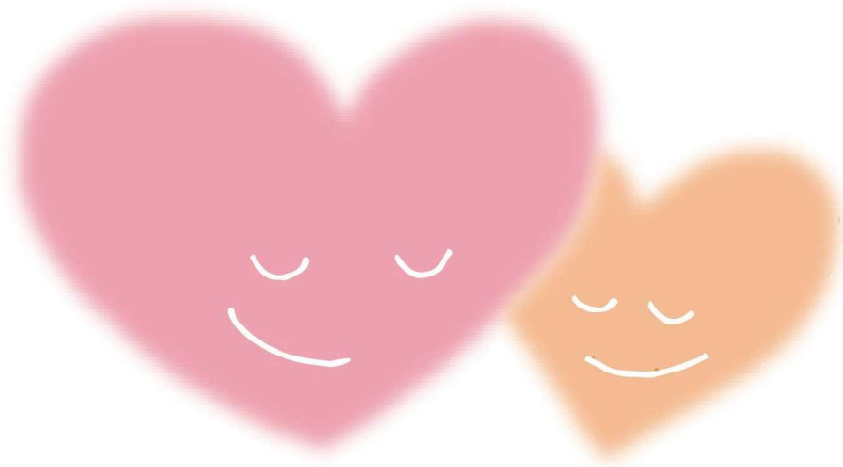


# 調布市自殺対策計画

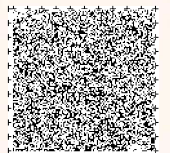
## 第2次

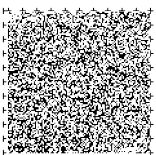
令和7年度～令和12年度



支え合い 認め合い ともに暮らす

令和7年4月  
調布市





# はじめに



我が国の自殺者数は平成15年をピークに減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人の繋がり希薄化や経済的困窮等により、令和2年以降は再び増加に転じました。毎年2万人以上の方が自ら命を絶っており、大きな社会問題となっています。

自殺の背景には、健康問題や経済・就労問題、人間関係など様々な問題が複雑に絡み合っているとされ、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など、誰にでも起こりうる身近な日常生活の悩みが、自殺のきっかけとなる可能性があります。自殺の多くがこのような悩みで追い込まれた末の死であるゆえに、自殺を社会全体の問題として、その予防対策に取り組むことが必要です。

調布市は、平成31年3月に策定した「調布市自殺対策計画～支え合い・認め合い・ともに暮らす～」に基づき自殺対策を推進してきたところですが、その計画期間が終了することから、変化する社会情勢や近年の自殺の状況、令和4年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえ、このたび「調布市自殺対策計画（第2次）」を策定しました。

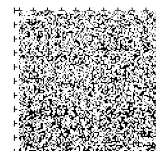
本計画に基づき、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や関係団体をはじめ、地域の皆さまの御理解・御協力のもと、「生きることの包括的支援」への総合的な取組を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指してまいります。

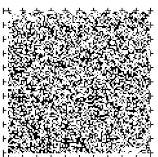
結びに、本計画の策定に当たりまして、御尽力いただきました調布市自殺対策計画改定委員会及び調布市健康づくり推進協議会をはじめとする関係者の方々並びに市民意識調査やパブリックコメントに御協力を賜りました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年4月

調布市長

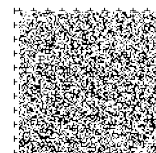
長友貴樹





# 目次

第1章 自殺対策計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	4
第2章 調布市における自殺の傾向.....	5
1 自殺の現状 .....	5
2 調布市こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査 .....	13
3 調布市の自殺対策の課題 .....	36
第3章 計画の基本的な考え.....	42
1 基本理念及び基本方針 .....	42
2 全体像 .....	43
第4章 いのちを支える自殺対策における取組.....	44
1 基本施策 .....	44
(1) 地域におけるネットワークの強化 .....	44
(2) 自殺対策を支える人材の育成 .....	47
(3) 市民のこころとからだの健康づくりの推進 .....	49
(4) 児童・生徒のこころの健康づくりの推進 .....	53
(5) 自殺未遂者への支援 .....	56
(6) 自死遺族等への支援 .....	59
2 重点施策 .....	60
(1) 子ども・若者の自殺対策の推進 .....	60
(2) 働く人の自殺対策の推進 .....	63
(3) 高齢者の自殺対策の推進 .....	66
(4) 様々な生きづらさを抱えた人の自殺対策の推進 .....	69
3 その他の自殺対策に資する取組 .....	75
4 計画の成果指標 .....	76



第5章 自殺対策の推進体制等.....	77
1 自殺対策の推進 .....	77
2 進行管理 .....	78
<参考資料> .....	79
1 SDGsについて .....	79
2 関連事業一覧 .....	80
3 調布市自殺対策計画改定委員会要綱 .....	96
4 委員名簿等 .....	97
5 計画策定の経過 .....	99
6 自殺総合対策大綱（概要） .....	101

また、本文中にコラムを掲載しています。

- ① 飲酒と自殺との関係について（P50）
- ② こころの健康教育 自殺対策啓発ツール  
こころとからだのモヤモヤってなんだろう？～なんでもいいから話してみよう～（P54）
- ③ 自殺未遂者の声（P57）
- ④ 自死遺族の声（P59）
- ⑤ ヤングケアラーとは～当事者の声～（P60）
- ⑥ 自立ってなんだろう？（P62）
- ⑦ 市内事業所で働く人の状況（P65）
- ⑧ 性別の多様性に配慮した自殺対策（P70）
- ⑨ 生きづらさを感じているあなたへ（こころの悩み相談）（P76）

※「自殺」と「自死」という表現について

本計画では国の「自殺対策基本法」や東京都の「東京都自殺総合対策計画」の表記に基づき「自殺」と表記することを基本としますが、自殺で大切な人を亡くされた方を「自死遺族」と表記します。

